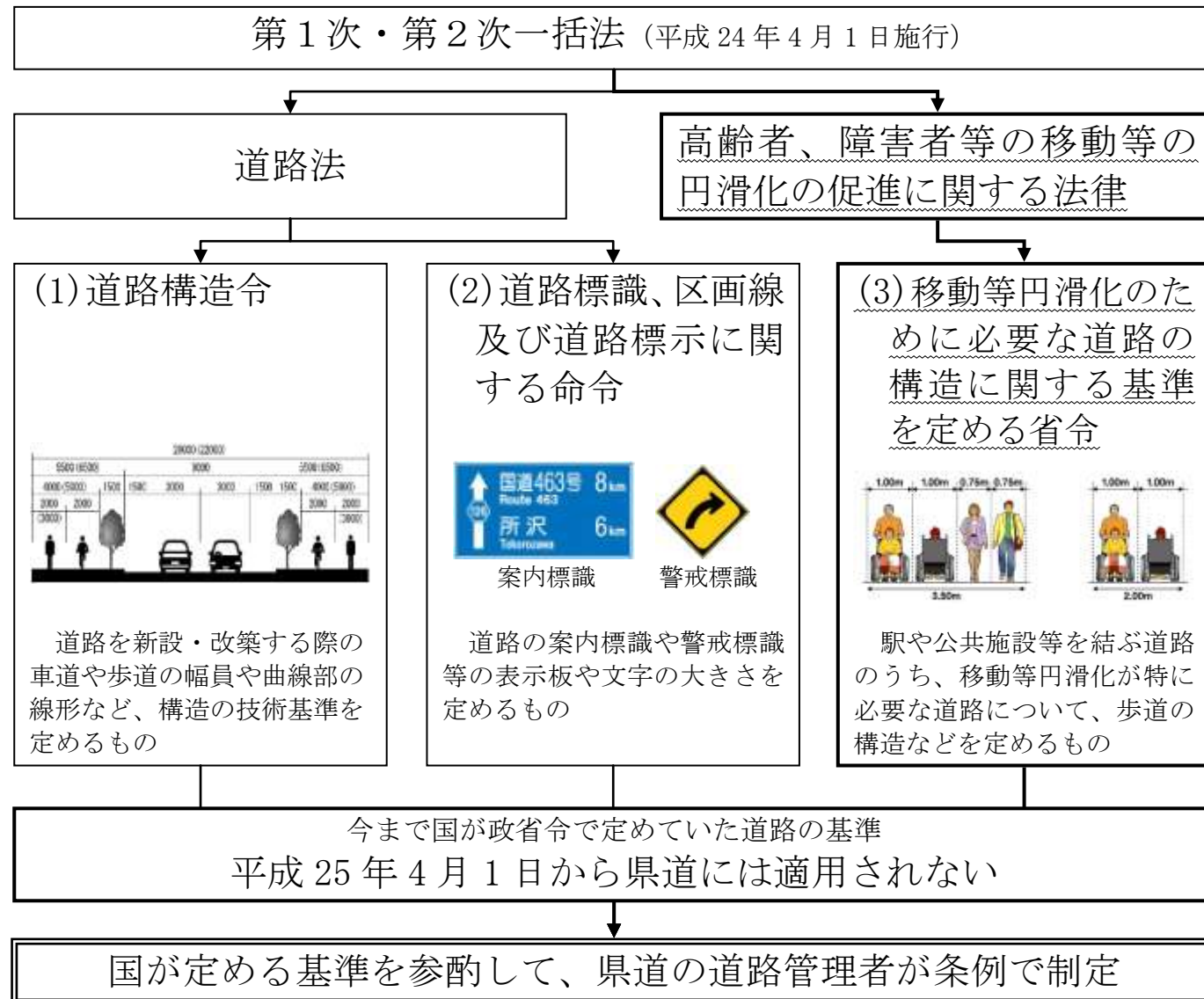


## 1 条例制定の背景等



## 2 条例案のイメージ

### (1) 名称

埼玉県が管理する県道の構造等の基準に関する条例（仮称）

### (2) 内容

ア 道路関係の次の基準の規定を整備

- (ア) 道路の構造に関する基準
- (イ) 道路標識に関する基準
- (ウ) 移動等円滑化に関する基準

イ 基準は安全で円滑な交通を確保することが目的であり、道路構造に関する基本的事項は変わらないため、原則として政省令どおりに規定



車道の幅員、曲線部の線形



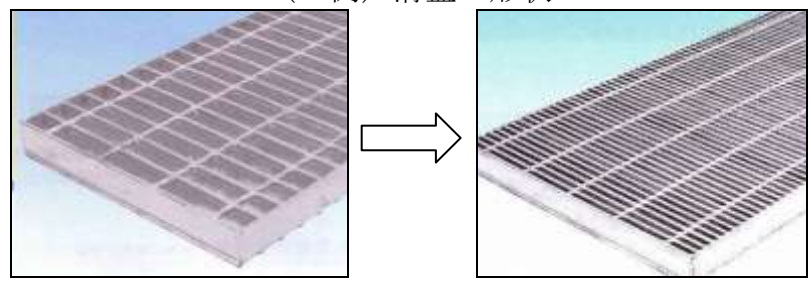
道路の勾配



歩道の縁端、誘導用ブロック

ウ 一括法の趣旨を踏まえ、県が進めている施策など、基準に新たな内容を追加

(ア) 埼玉県福祉のまちづくり条例の整備基準が省令の基準を上回っているもの

現行	制定後
規定なし	<p>a つえ、車いす等の使用者の通行に支障がない構造とする</p> <p>(一例) 溝蓋の形状</p>  <p>一般タイプ → 細目タイプ</p> <p>b 横断歩道においては、中央分離帯と車道とを同一の高さですりつける など</p>

### (3) 施行

平成25年4月1日を予定